

安全設備規則

規則

2022年 第1回 一部改正

2022年6月30日 規則 第32号

2022年1月26日 技術委員会 審議

2022年5月25日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年6月30日 規則 第32号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.2 検査の準備その他

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換*

船舶に搭載された艀装品, 機器, 部品等を交換する場合には, いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 一般

- 1. 製造中登録検査では、安全設備に関する必要な事項について検査又は試験もしくは調査を行い、それらが該当各編の規定に適合することを確認する。
- 2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

(-1.は省略)

- 2. 前-1.に規定する承認図面の他、次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

- ~~-3.~~ 前-1.の規定にかかわらず、同一の事業所において、既に承認された図面及び書類を用いて安全設備を製造する又は設置する場合には、本会が別に定めるところにより前-1.に規定する図面及びその他の書類の提出を省略できる。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2022年6月30日から施行する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.29 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

3.29.1 を次のように改める。

3.29.1 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の一般要件*

2.16.1-3.に規定する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。また、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、全球測位衛星システム (GNSS) による位置情報を含む遭難警報を、406 MHz の遭難救助プロセッサあるいは遭難救助レピータを搭載する衛星に送信できなければならない。

- (1) 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。
- (2) 水密であり、水上に浮くことができ、かつ、20 m の高さから水上に投下した場合に損傷しないものであること。
- (3) 信号を発信していることを表示できるものであること。
- (4) 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。
- (5) 夜間において、自動的に0.75カンデラ以上の光を周期的に発するものであること。
- (6) 浮揚性の索が取り付けられたものであること。
- (7) 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (8) 48時間以上連続して使用することができるものであること。
- (9) 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
- (10) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。
- (11) 外部は、非常に見やすい色であること。
- (12) 測位のためのGNSS受信機及びGNSS信号が受信可能な状態かどうかを表示する機能を備えていること。
- (13) 勧告ITU-R M.1371 (Technical Characteristics for an Automatic Identification System using Time Division Multiple Access in VHF Maritime Mobile Frequency Band) に準拠したAISの位置表示信号を備えていること。
- (14) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置が作動した時、GNSSによる測位は、5分以下の間隔で更新されること。
- (15) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置が作動し、更新された位置情報が初めてAISメッセージにより送信された時、漂流による移動速度を3knotと仮定して、送信された位置と実際の位置の間の誤差が30mを超えないこと。

附属書 4-2.1.17 の表題を次のように改める。

附属書 4-2.1.17 航海情報記録装置 (VDR) (IMO 決議 A.861MSC.333(90))

1.1 一般

1.1.4 最終記録媒体

-3.(3)及び(4)を次のように改める。

-3. 自動浮揚式記録媒体は、次の要件を満たす自動浮揚式保護容器に収容されるものであること。

(1)及び(2)は省略)

(3) IMO 決議 ~~A.810(19)~~MSC.471(101)の要件に適合し、回収動作中の損傷リスクを最少にするように製造されていること。

(4) 少なくとも7日間(168時間)以上の期間に、初期の位置表示信号及び衛星遭難警報信号、その後の位置表示又は及びホーミング信号を少なくとも合計48時間に7日間(168時間)以上の期間にわたって送信できること。

((5)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2022年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載された装置については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

安全設備規則検査要領

要
領

2022年 第1回 一部改正

2022年6月30日 達 第18号

2022年1月26日 技術委員会 審議

2022年6月30日 達 第18号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.2 として次の1節を加える。

1.2 検査の準備その他

1.2.5 艀装品, 機器, 部品等の交換

規則 2 編 1.2.5 の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艀装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 として次の1条を加える。

2.1.1 一般

規則2編2.1.1-2.の適用上、規則2編2.1.2-2.に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.を次のように改める。

- 2. 規則2編2.1.2-23.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。
(1)及び(2)は省略)

附 則（改正その1）

1. この達は、2022年6月30日から施行する。

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.5 試験

2.5.2 造船所等における試験

(2)及び(3)を次のように改める。

規則 4 編 2.5.2 の適用については、次による。

- (1) (省略)
- (2) 「すべての電気及び電子機器」とは、~~国際電気標準会議規格 IEC60533 (1999)~~;2015 の附属書 C.2.1 項に掲げる機器（造船所又は船主により支給される携帯型機器を除く。）を標準とする。
- (3) 次に掲げる機器については、船上における電磁両立性の確認試験を要しない。(IEC 60945:2002 及び IEC 60533:2015 参照)
 - (a) 鋼船規則 D 編 18.7.1 に定める試験に合格した自動制御及び遠隔制御機器
 - (b) 電磁妨害を引き起こすおそれがないことが証明されている機器
 - (c) 電磁妨害を引き起こさないよう対策（フィルター、シールド等）が講じられている機器

附 則 (改正その2)

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。